

「特定の事件」（監査のテーマ）

「財団法人高知市環境事業公社への出資、財政援助等に係る市の財務
に関する事務の執行及び事業の管理について」

第一 監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

財団法人高知市環境事業公社への出資、財政援助等に係る市の財務に関する事務の執行及び事業の管理について

3. 特定の事件を選定した理由

財団法人高知市環境事業公社は、市が全額出資をして設立し、短期の貸付、補助金の給付及び業務の委託を通じて、財務的にも市と公社は密接な関係を有している。しかし、公社の経営内容はし尿収集世帯の減少などにより赤字経営が続き、市から累積赤字解消補助金を受けている。そこで、財団法人高知市環境事業公社の出資及び財政援助等に係る市の財務に関する事務の執行及び事業の管理について「特定事件」として選定することとした。

4. 監査の対象

財団法人高知市環境事業公社の業務を監査の対象とし、必要に応じて、所管部署である高知市環境部環境政策課などに質問を実施した。

5. 監査の対象期間

平成12年度（平成12年4月1日から平成13年3月31日まで）を対象とし、必要に応じて過年度に遡るとともに、平成13年度の一部についても対象とした。

6. 監査の着眼点

財団法人高知市環境事業公社の営業収入の大部分を占める、し尿収集手数料、受託料、補助金に焦点をあて、下記の点に着眼し監査を実施した。

- (1) し尿収集手数料の徴収事務に係る内部統制が適切であるか。
- (2) 市からの低効率補助金は適正に算出されているか。
- (3) 減免制度は適切に処理されているか。
- (4) 市からの受託料は適正に計算されているか。
- (5) 売掛金の貸倒れ処理は適正に行われているか。
- (6) 公印及び銀行届出印が適切に管理されているか。

7. 監査の実施期間

平成13年7月17日から平成14年2月22日

第二 監査の対象の概要

1. 財団法人高知市環境事業公社の設立の経緯

昭和 29 年清掃法施行に伴い、市のし尿業務は、民間の許可業者により行ってきたが、月 1 回の計画収集の遅れや料金問題について市民からの苦情が多かった。そこで、し尿の収集運搬業務及び関係手数料の徴収に関する許可を受け、さらにその他の廃棄物処理にも取り組み、市民生活の清潔保持に努め、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的とした財団法人高知市清掃公社を昭和 50 年 2 月に設立、同年 4 月から業務を開始した。

しかしながら、実質的な事業内容が、し尿収集のみであるため、近年の公共下水道の普及並びに浄化槽設置世帯の増加など社会生活の変化に伴い、し尿収集世帯の減少と点在化が進み、収集効率の悪化と共に、累積赤字も増大してきた。このため、し尿収集業務について、より効率化を図り、経費の削減を行うことにより経営の合理化を推進すると共に、さらに将来の経営基盤の確立のため、廃棄物処理事業を基本とし環境整備事業全般にかかる新規事業の開拓を積極的に進める必要が出てきた。

そこで、平成 3 年 5 月公社の名称を財団法人高知市環境事業公社に改め、市民の良好な生活環境の保全に寄与するために、事業内容を拡大し、環境整備事業全般にかかる事業にも取り組み、今日に至っている。

2. 沿革

昭和 50 年 2 月 財団法人高知市清掃公社（以下「清掃公社」という。）を設立、4 月営業開始。

昭和 57 年 4 月 市直営収集世帯の一部（約 500 件）を清掃公社へ移管。

昭和 59 年 7 月 市直営収集世帯全部（約 1,700 件）を清掃公社へ移管。

平成 2 年 4 月 プラスチック減容工場運転管理業務受託。

平成 3 年 5 月 清掃公社から環境事業公社へ名称変更。

平成 3 年 7 月 高知市東部野球場環境整備事業受託。

平成 4 年 4 月 収集料金を改定（消費税 3% 転嫁）。

平成 4 年 7 月 財団法人高知県医療廃棄物処理センター菖蒲谷焼却施設の運転管理等事業受託。

また、同上事業受託開始にあわせ、市関連施設の医療廃棄物の収集運搬業務を受託。

平成 5 年 4 月 市関連施設の単独浄化槽維持管理業務受託。

平成 6 年 10 月 放置自転車撤去保管返還業務受託。

平成 7 年 4 月 潮見台ニュータウン団地下水道汚水処理施設の汚泥収集運搬業務受託。

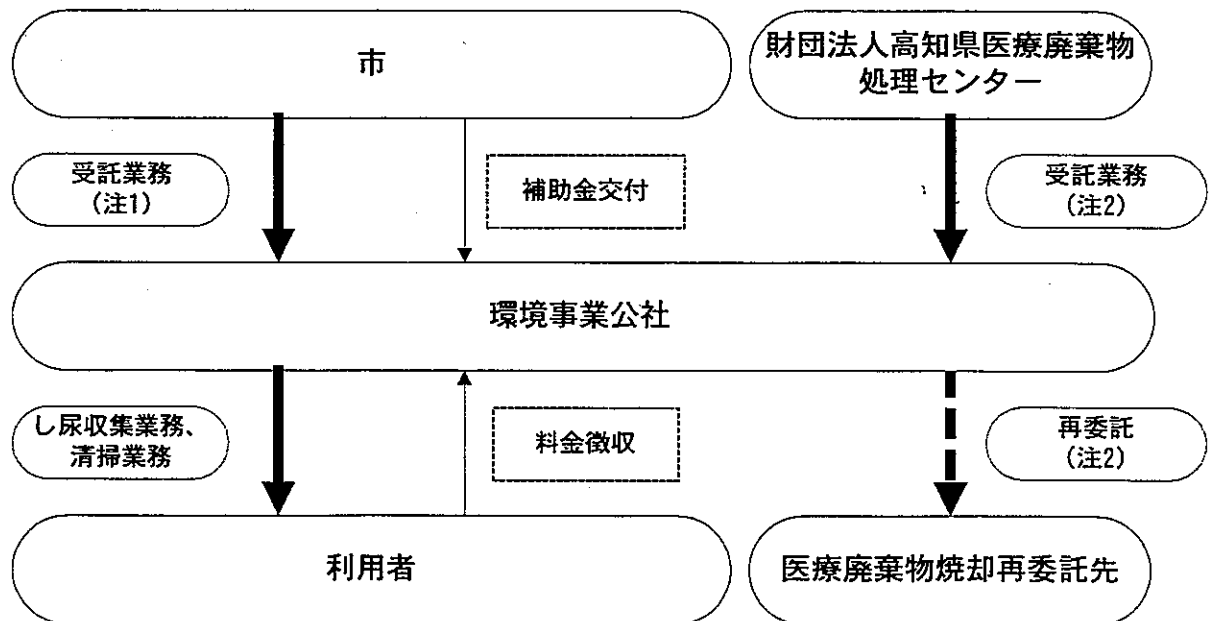
平成 12 年 11 月 財団法人高知県医療廃棄物処理センター菖蒲谷焼却施設から高濃度のダイオキシンが検出されたため、施設の運転を停止するとともに、再委託により処理。

3. 財団法人高知市環境事業公社（以下「環境事業公社」という。）の事業内容

事業内容は、下記のとおりである。

- ①し尿の収集及び運搬業務に関する事業
- ②浄化槽の清掃、保守点検及び維持管理に関する事業
- ③廃棄物処理施設の運転管理及び整備並びに当該施設に係る処理手数料の徴収事務受託に関する事業
- ④清掃事業に関する附帯施設等の維持管理に関する事業
- ⑤産業廃棄物の収集、運搬並びに処理及び処分業務に関する事業
- ⑥産業廃棄物の処理手数料等の徴収事務受託に関する事業
- ⑦環境美化推進に関する事業
- ⑧その他、環境事業公社の目的達成に必要な事業

4. 市と環境事業公社との関係



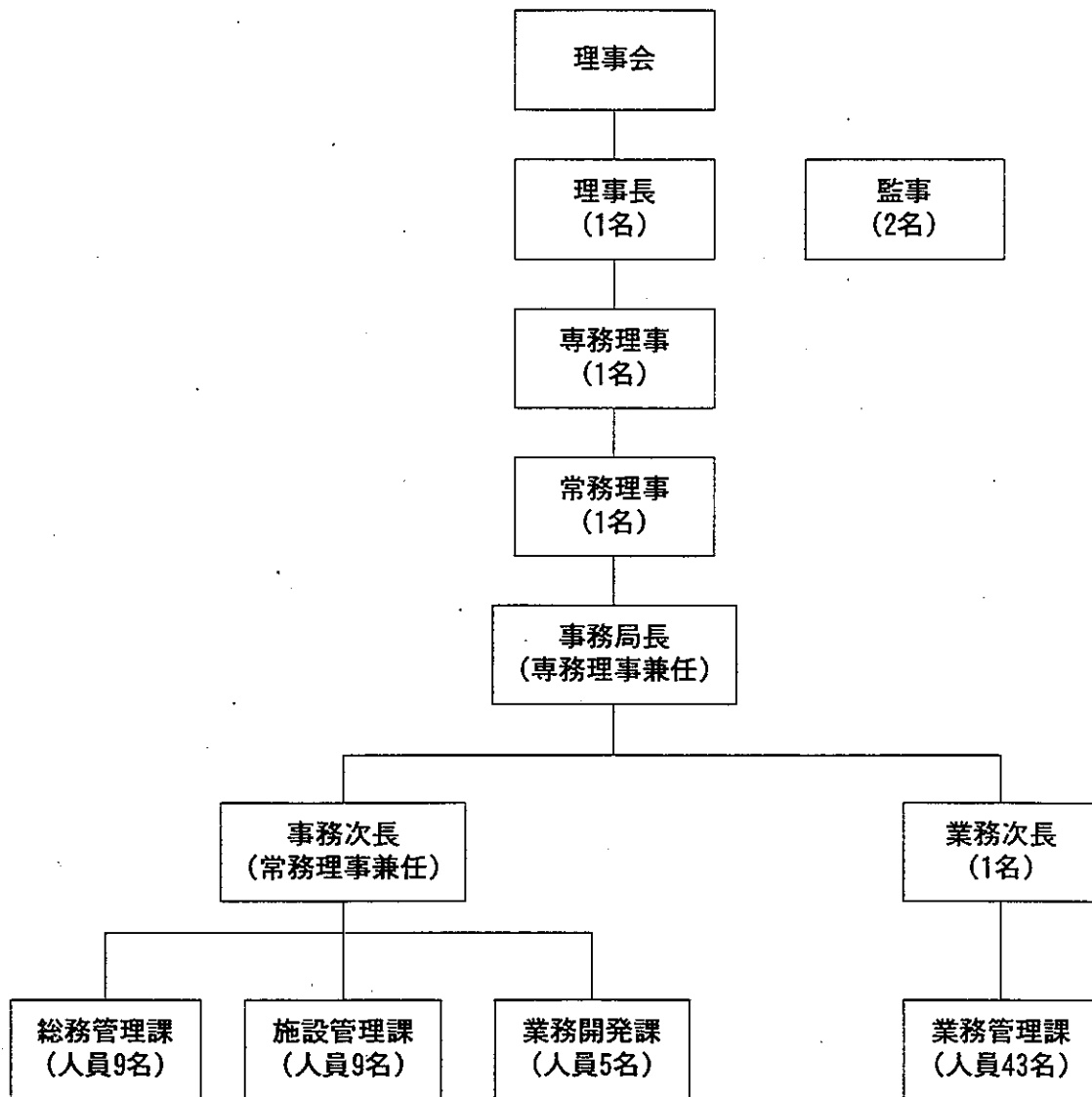
(注1) 市からの受託業務

- 高知市菖蒲谷プラスチック減容工場運転管理受託事業
毎週水曜日に市全域から収集されてくるプラスチックごみや分別収集されるペットボトルも処理している。
- 高知市東部野球場環境整備受託事業
東部球場のグラウンド整備を中心として、室内練習場、多目的グラウンドの整備等の業務を行っている。
- 浄化槽の維持管理事業
市関連施設の単独浄化槽の維持管理を受託し、三里文化センター等約 80 ヲ所の浄化槽の維持管理業務を行っている。
- 放置自転車等撤去、保管及び返還等受託事業
市より放置自転車等撤去、保管及び返還等の業務を受託している。
- 団地下水道処理施設汚泥収集運搬業務受託事業
潮見台ニュータウン団地の下水道汚水処理施設から発生する汚泥の収集運搬業務を行っている。

(注2) 財団法人高知県医療廃棄物処理センターからの受託業務

- 財団法人高知県医療廃棄物処理センター菖蒲谷焼却施設の運転管理等受託事業
平成 4 年 7 月から業務を受託し、運転管理業務を実施、医療廃棄物を焼却処理している。また同センターの経理事務についても業務を受託し実施している。
しかし、平成 12 年 11 月 6 日に、焼却施設から高濃度のダイオキシンが検出されたため、平成 12 年 11 月 7 日からは施設の運転を停止するとともに、財団法人高知県医療廃棄物処理センターが再委託により処理を行っている。

5. 環境事業公社の組織図（平成13年4月1日現在）



6. 最近5年間の財務分析

(1) 最近5年間の財政状態

環境事業公社の最近5年間の貸借対照表の推移は、以下のとおりである。

(単位：千円)

科目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
資産の部	169,291	216,311	213,583	182,483	195,071
1. 流動資産	146,373	200,299	200,084	171,614	173,102
(1) 現金・預金	81,573	120,810	122,676	82,736	89,806
(2) 売掛金 (注1)	62,347	78,261	77,062	86,436	81,809
(3) 立替金	1,794	400	—	194	1,128
(4) 未収金	—	—	—	105	21
(5) 前払費用	634	285	345	2,141	338
(6) 短期貸付金	24	542	—	—	—
2. 固定資産	17,396	11,599	10,599	7,869	9,781
(1) 建物付属設備	313	244	1,009	882	768
(2) 構築物 (注2)	451	441	431	422	3,527
(3) 車両運搬具	14,872	8,069	5,656	4,031	3,348
(4) 器材・備品	1,704	2,833	3,501	2,532	2,137
(5) 長期貸付金	55	10	—	—	—
3. 繰延資産	5,521	4,412	2,899	3,000	12,187
(1) 開発費 (注3)	5,014	3,543	2,277	2,624	12,057
(2) 試験研究費	506	868	622	376	129
負債の部	639,926	634,324	593,816	513,735	467,432
1. 流動負債	580,388	580,772	564,816	469,266	440,275
(1) 未払金 (注2、4)	525,000	500,000	450,000	420,000	363,138
(2) 未払費用	27,284	55,090	88,909	26,859	56,184
(3) 前受金	24,435	23,044	22,053	19,811	18,233
(4) 預り金	3,668	2,636	3,854	2,595	2,719
2. 固定負債	59,537	53,551	29,000	44,468	27,156
(1) 退職給与引当金	59,537	53,551	29,000	44,468	27,156
資本の部	▲ 470,634	▲ 418,012	▲ 380,233	▲ 331,251	▲ 272,360
1. 資本金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
(1) 基本財産	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
(2) 運用財産	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
2. 剰余金	▲ 480,634	▲ 428,012	▲ 390,233	▲ 341,251	▲ 282,360
(1) 前期繰越利益	▲ 582,800	▲ 480,634	▲ 428,012	▲ 390,233	▲ 341,251
(2) 当期純利益	102,165	52,622	37,779	48,981	58,891
負債及び資本の部合計	169,291	216,311	213,583	182,483	195,071

(注1) 売掛金の明細は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
売掛金	62,347	78,261	77,062	86,436	81,809
収集手数料	38,776	43,370	44,075	44,462	44,291
清掃手数料	2,551	2,356	1,364	2,031	1,912
受託料	19,354	28,822	27,442	34,812	29,096
その他の営業収入	1,664	3,712	4,178	5,131	6,508

(注2) 平成12年度における構築物の増加は、駐車場の舗装によるものである。

(注3) 平成12年度における開発費の増加は、し尿収集場所を特定し、担当者に渡す地図を作成するソフトの開発によるものである。

(注4) 未払金勘定は、市からの借入金と固定資産の購入の場合に使用される。明細は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
未払金	525,000	500,000	450,000	420,000	363,138
高知市からの借入金	525,000	500,000	450,000	420,000	360,000
固定資産の購入	—	—	—	—	3,138

(貸借対照表の分析のまとめ)

環境事業公社の財政状態は債務超過の状態が続いているものの、債務超過の金額自体は市からの赤字補填の補助金収入により減少してきている。

(2) 最近5年間の経営成績

環境事業公社の最近5年間の損益計算書の推移は、以下のとおりである。

なお、平成3年度から決算処理については、関係官庁と協議の結果、収益事業と非収益事業とに区分しており、市からの借入金及びその借入金を返済するための市からの補助金は非収益事業として処理している。

<収益事業>

(単位：千円)

科目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
営業収入	841,886	833,116	880,596	781,661	771,676
収集手数料	650,437	617,668	639,180	563,825	532,320
清掃手数料	12,826	13,723	14,047	11,920	11,788
受託料	128,668	144,043	162,604	175,770	189,058
その他営業収入	11,194	19,527	22,320	28,514	37,191
補助金(注)	38,760	38,153	38,064	1,630	1,318
報酬補助金	—	—	4,380	—	—
営業支出	803,396	839,830	945,410	771,638	813,865
一般管理費	103,425	99,162	103,258	102,315	108,120
業務費	686,417	731,179	837,839	666,453	702,274
退職金	14,709	37,831	117,213	11,608	45,505
その他	671,708	693,348	720,626	654,845	656,769
減価償却費	10,701	6,228	2,797	1,343	1,241
開発費償却	2,725	3,025	1,266	1,281	1,984
試験研究費	126	236	246	246	246
予備費	—	—	—	—	—
営業収支	38,489	▲ 6,715	▲ 64,813	10,021	▲ 42,189
営業外収入	1,030	2,432	963	731	611
受取利息	277	319	387	270	107
雑収入	752	2,113	576	461	503
営業外支出	100	1,028	907	841	806
支払利息	0	0	0	0	0
過年度貸倒損	93	1,028	907	841	806
雑支出	7	0	0	0	0
經常収支	39,418	▲ 5,311	▲ 64,756	9,911	▲ 42,384
特別利益	13,526	33,985	53,621	10,439	42,867
固定資産売却益	0	—	70	8	75
退職給与引当金取崩益	13,526	33,985	53,551	10,431	42,792
特別損失	780	1,052	1,086	1,369	1,592
固定資産売却損	780	1,052	1,086	1,369	1,592
単年度収支	52,165	27,622	▲ 12,220	18,981	▲ 1,108

(注) 収集困難地区補助金及び低効率地区収集補助金であり、金額は、環境事業公社によって算出され、市へ申請される。

<非収益事業>

(単位：千円)

科目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
特別利益	625,000	550,000	550,000	480,000	480,000
高知市借入金収入	575,000	525,000	500,000	450,000	420,000
高知市補助金収入(注)	50,000	25,000	50,000	30,000	60,000
特別損失	575,000	525,000	500,000	450,000	420,000
高知市借入金償還金支出	575,000	525,000	500,000	450,000	420,000
単年度収支	50,000	25,000	50,000	30,000	60,000

(注) 累積赤字解消補助金である。金額は、市の財政負担能力により決定される。

<収益・非収益事業合計>

(単位：千円)

科目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
単年度収支	102,165	52,622	37,779	48,981	58,891

上表の決算書における収益事業会計の損益計算書は、退職金と退職給与引当金取崩益が相殺されず表示されているため、実際の営業収支及び経常収支が不明瞭である。そこで、相殺した場合の営業収支及び経常収支を示すため、損益計算書を組み替えると、以下ようになる。

(単位：千円)

科目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
営業収入	841,886	833,116	880,596	781,661	771,676
営業支出	789,868	805,845	891,855	761,207	771,073
一般管理費	103,425	99,162	103,258	102,315	108,120
業務費	672,891	697,194	784,288	656,022	659,482
退職金(取崩益相殺後)	1,183	3,846	63,662	1,177	2,713
その他	671,708	693,348	720,626	654,845	656,769
減価償却費	10,701	6,228	2,797	1,343	1,241
開発費償却	2,725	3,025	1,266	1,281	1,984
試験研究費	126	236	246	246	246
予備費	-	-	-	-	-
営業収支	52,018	27,271	▲ 11,259	20,454	603
営業外収入	1,030	2,432	963	731	611
営業外支出	100	1,028	907	841	806
営業外収支	928	1,404	56	▲ 110	▲ 195
経常収支	52,948	28,675	▲ 11,203	20,344	408
特別利益	0	-	70	8	75
固定資産売却益	0	-	70	8	75
特別損失	780	1,052	1,086	1,369	1,592
特別損益	▲ 780	▲ 1,052	▲ 1,016	▲ 1,361	▲ 1,517
単年度収支	52,165	27,622	▲ 12,220	18,981	▲ 1,108

組替後の損益では、平成10年度は営業収支、経常収支及び単年度収支が赤字となっているが、これは、平成10年度において、勸奨退職を実施し、定年退職者を含め12名が退職したため、退職金の支払いが多額となったからである。

平成11年度は、補助金が前年に比べ大幅に減少したが、人員の削減で人件費が大きく減少し、単年度収支は黒字となっている。

平成12年度は、収集手数料が前年比約31,000千円減少したが、受託料が前年比約21,000千円増加したことにより、営業収入は前年比約10,000千円の減収にとどまった。一方、受託業務量の増加に伴い臨時職員が増員され人件費が前年比約5,000千円増加するなど営業支出が前年比約10,000千円増加している。このようなマイナス要因にかかわらず、経常収支及び単年度収支は若干の赤字ですんでいる。

第三 監査の結果

1. 環境事業公社の財務分析について

(1) 営業収入の分析

決算書によると、営業収入の内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
営業収入	841,886	833,116	880,596	781,661	771,676
収集手数料	650,437	617,668	639,180	563,825	532,320
清掃手数料(注1)	12,826	13,723	14,047	11,920	11,788
受託料	128,668	144,043	162,604	175,770	189,058
プラスチック減容工場運転管理	63,258	72,173	76,608	83,223	89,951
東部野球場環境整備	19,200	20,286	24,318	27,027	27,153
医療廃棄物処理施設の運転管理等	10,572	11,640	12,944	14,248	14,357
浄化槽の維持管理	5,997	6,150	6,211	6,233	5,886
放置自転車等撤去等	19,420	22,994	28,813	29,785	34,921
汚泥収集運搬業務	10,221	10,801	13,709	15,252	16,790
その他の営業収入(注2)	11,194	19,527	22,320	28,514	37,191
補助金	38,760	38,153	42,444	1,630	1,318

(注)1 工事現場仮設トイレ・一般家庭便槽清掃、市施設・地下駐車場のピットの清掃業務に関するものである。

2 東部球場キャンプ中のグラウンド整備等に関するものである。

上表から、環境事業公社の営業収入は収集手数料と市からの受託料の割合が大きいことがわかる。

収集手数料と受託料について分析すると、次のとおりである。

①収集手数料の分析

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
収集手数料/営業収入(%)	77.26%	74.14%	72.58%	72.13%	68.98%
月間平均収集件数(件)	28,061	26,504	24,980	23,533	22,247
			(注) 25,577		
下水道普及率(%)	35.80%	37.30%	39.00%	39.50%	42.50%

(注) 豪雨処理も含めた月間平均収集件数。上段は、豪雨処理を含めない月間平均収集件数である。

収集手数料と収集手数料の営業収入に占める割合は共に、豪雨のあった平成 10 年度を除き、年々減少してきている。これは下水道普及率の継続的な上昇による収集件数の減少が主たる原因である。

②受託料の分析

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
受託料/営業収入 (%)	15.28%	17.29%	18.47%	22.49%	24.50%

受託料と受託料の営業収入に占める割合は共に年々増加している。受託料の営業収入に占める割合は、平成 12 年度は平成 8 年度の約 1.6 倍にまで増大している。このことは環境事業公社の受託業務への依存度が増していることを示している。

平成 12 年度の受託料は、労務単価は減少したものの、プラスチックごみの透明・半透明化に伴う処理量増加、自転車等返還業務時間延長・土曜日勤務等による業務拡大により増加している。

(営業収入の分析のまとめ)

収集手数料は下水道普及率の上昇により徐々に減少し、それを受託料収入の増加で補填することで、営業収入全体の減少を小さくしている。

今後も、下水道普及率は上昇し収集手数料が減少していくことは明らかであり、それを補填する収入の確保が課題である。

(2) 営業支出の分析

決算書によると、営業支出の内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
営業支出	789,868	805,845	891,855	761,207	771,073
一般管理費	103,425	99,162	103,258	102,315	108,120
人件費	58,495	59,638	57,933	57,649	57,866
報酬	20	49	-	-	-
給料	32,884	34,148	30,391	31,657	31,699
手当	17,511	17,368	19,829	17,175	16,792
法定福利費	6,078	6,072	5,712	6,115	6,584
退職給与引当金繰入	2,000	2,000	2,000	2,700	2,790
その他の経費	44,929	39,523	45,325	44,666	50,254
報酬	-	-	4,415	4,401	4,311
旅費	1,063	233	859	695	640
研修費	373	155	56	336	313
福利厚生費(注1)	3,711	1,965	3,265	1,746	3,956
被服費(注2)	4,606	3,479	3,578	3,461	4,898
消耗品費	2,683	2,259	2,278	2,231	2,080
光熱水費	6,159	6,153	5,794	5,489	5,890
印刷製本費(注3)	5,926	2,970	3,661	3,744	5,180
修繕費	252	1,251	259	908	1,228
工事請負費	564	225	-	-	198
委託料	6,253	6,909	7,593	7,771	8,076
通信運搬費	2,224	2,657	2,600	2,499	2,609
賃借料	8,725	8,526	8,587	9,004	8,615
広告料	51	10	5	15	10
手数料	873	1,014	649	614	558
払戻金	253	268	240	180	139
食糧費	4	113	86	57	-
交際費	377	603	499	686	372
備品費	331	147	344	221	654
負担金	490	579	549	600	511
雑費	2	-	-	-	5
業務費	672,891	697,194	784,288	656,022	659,482
人件費(注4)	582,012	589,309	666,449	539,031	544,245
給料	306,065	307,487	298,965	282,407	285,728
手当	185,928	191,743	215,607	173,873	173,130
法定福利費	59,834	60,231	61,215	58,372	59,982
退職金(取崩益相殺後)	1,183	3,846	63,662	1,177	2,713
退職給与引当金繰入	29,000	26,000	27,000	23,200	22,690
車両関係費	56,385	58,298	64,433	69,302	66,203
賃借料(注5)	16,076	18,197	23,607	31,918	28,219
備品費	-	-	36	-	-
燃料費	11,569	11,397	11,364	10,452	10,214
修繕料	20,759	19,938	20,639	19,114	20,308
保険料	4,054	4,635	3,920	3,401	3,469
公租公課	3,924	4,131	4,867	4,416	3,993
その他の経費	34,494	49,586	53,406	47,688	49,033
消耗品費	4,524	4,975	6,147	4,379	5,402
委託料	7,481	8,656	9,399	9,585	9,716
賃借料	24	496	1,351	641	1,931
手数料	264	258	253	274	259
備品費	181	25	31	-	-
修繕料	-	-	-	-	12
保険料	-	-	104	-	-
公租公課	21,261	34,795	35,631	32,273	31,257
補償費	756	379	486	533	453
減価償却費(注5)	10,701	6,228	2,797	1,343	1,241
開発費償却	2,725	3,025	1,266	1,281	1,984
試験研究費	126	236	246	246	246
予備費	-	-	-	-	-

- (注 1) 福利厚生費は、平成 8 年度については、創立 20 周年記念行事があったため、平成 10 年度については、豪雨処理の残業夜食代が臨時支出されたため、平成 12 年度については、医療廃棄物処理センターから高濃度のダイオキシンが発生したことに伴い、従業員の健康診断費用が臨時的に発生したため、それぞれ増加している。
- (注 2) 被服費は、平成 8 年度については、制服の色変えを行ったことで追加的に費用がかかったため、平成 12 年度については、翌年度分の夏服を平成 12 年度中に購入したため、それぞれ増加している。
- (注 3) 印刷製本費は、平成 8 年度については、収集料金改定に伴い、領収書等を新たに発注したため、平成 12 年度については、翌年度分の領収書等を半期分平成 12 年度中に購入したため、それぞれ増加している。
- (注 4) 業務費の人件費の増減は、職員数の増減、正職員・臨時職員の構成比率の変化、退職金の一時的な増額が主な要因であり、最近 5 年間の職員数の推移を示すと以下ようになる。

職員数の推移

(単位：人)

項目	H8 年度	H9 年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度
事務職員	12	12	10	10	10
正職員	8	8	9	9	9
臨時職員	4	4	1	1	1
業務職員	104	100	100	92	94
正職員	74	79	77	65	63
臨時職員	30	21	23	27	31
合計	116	112	110	102	104
正職員	82	87	86	74	72
臨時職員	34	25	24	28	32

(注) 事務職員と業務職員の正職員は期首、臨時職員は期中平均の人数である。

業務費の人件費は、平成9年度については、臨時職員が9人減少したものの正職員が5人増加したため給与等が増加し、平成10年度については、退職者が12名あったため退職金が増加している。また、平成12年度については、し尿収集担当の正職員が2人退職したが、プラスチック減容工場の処理量増加により、臨時職員が4人増加したため、さらに自転車等返還業務時間延長・土曜日勤務等による業務拡大により、時間外手当が増加したため、業務費の人件費が増加している。

(注5) 最近5年間において、減価償却費は減少し、業務費の車両関係費における賃借料が平成12年度を除き増加しているのは、平成7年度から徐々にし尿収集車が自社保有からリース保有へと切り替えられたためである。

平成12年度の賃借料が、前年度比約4,000千円減少しているのは、平成7年度に開始した5年間のリース契約が終了し、再リース契約を行ったことによる。

参考までに、最近5年間のし尿収集車の保有台数の推移を示すと以下のようになる。()内は内数でリース台数である。

(単位：台)

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
し尿収集車期末保有台数	54 (12)	50 (15)	48 (21)	47 (30)	46 (33)
4トン車	33 (8)	30 (9)	28 (13)	28 (17)	27 (19)
2トン車	21 (4)	20 (6)	20 (8)	19 (13)	19 (14)

①退職給与引当金の分析

環境事業公社では、退職給与引当金繰入額を税法基準で計上している。

このため、平成12年度末の自己都合要支給額は474,261千円であるが、実際に退職給与引当金として計上されているのは、27,156千円であり、447,104千円が積み立て不足となっている。今後の退職者の増加を考慮に入れると、退職給与引当金はますます不足してくることが予想される。

今後の退職金の支払に備えるためには、退職給与引当金は自己都合要支給額の100%で計上することが望まれる。

また、損益計算書の表示において、支払いベースの退職金（販売費及び一般管理費）と退職給与引当金取崩益（特別利益）を相殺せずに両建て計上しているが、営業収支を適切に表すためにも、相殺後の金額を販売費及び一般管理費に退職金として表示するのが妥当である。

退職給与引当金取崩益を相殺することとし、退職給与引当金繰入額を税法基準で計算した場合（現在の方法）と期末要支給額の100%を計上した場合の営業収支を示すと、以下ようになる。

A. 税法基準額の場合の営業収支

（単位：千円）

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
営業収入	841,886	833,116	880,596	781,661	771,676
営業支出	789,868	805,845	891,855	761,207	771,073
人件費	640,503	648,944	728,796	601,077	606,419
報酬	20	49	4,415	4,401	4,311
給料	338,949	341,635	329,356	314,064	317,427
手当	203,439	209,111	235,436	191,048	189,922
法定福利費	65,912	66,303	66,927	64,487	66,566
退職金（取崩益相殺後）	1,183	3,846	63,662	1,177	2,713
退職給与引当金繰入額（税法額基準）	31,000	28,000	29,000	25,900	25,480
その他の経費	149,365	156,901	163,059	160,130	164,654
営業収支	52,018	27,271	▲ 11,259	20,454	603

人件費/営業支出比率(%)	81.09%	80.53%	81.72%	78.96%	78.65%
人件費/営業収入比率(%)	76.08%	77.89%	82.76%	76.90%	78.58%

B. 要支給額の場合の営業収支

(単位：千円)

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
営業収入	841,886	833,116	880,596	781,661	771,676
営業支出	811,430	821,829	898,016	779,270	777,284
人件費	662,065	664,928	734,957	619,140	612,630
報酬	20	49	4,415	4,401	4,311
給料	338,949	341,635	329,356	314,064	317,427
手当	203,439	209,111	235,436	191,048	189,922
法定福利費	65,912	66,303	66,927	64,487	66,566
退職金(取崩益相殺後)	1,183	3,846	63,662	1,177	2,713
退職給与引当金繰入額 (要支給額)	52,562	43,984	35,161	43,963	31,691
その他の経費	149,365	156,901	163,059	160,130	164,654
営業収支	30,456	11,287	▲ 17,420	2,391	▲ 5,608

人件費/営業支出比率(%)	81.59%	80.91%	81.84%	79.45%	78.82%
人件費/営業収入比率(%)	78.64%	79.81%	83.46%	79.21%	79.39%

C. 営業収支に対する影響額 (B - A)

(単位：千円)

項目	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
営業収支に対する影響額	▲ 21,562	▲ 15,984	▲ 6,161	▲ 18,063	▲ 6,211

表Aによると、営業支出に対する人件費の比率(人件費構成比率)は、平成12年度では78.65%、最近5年間平均では約80%となっている。また、環境事業公社が加盟している「全国清掃公社協議会の概要 2001年度版」によると、加盟31社のうち、データのない2社を除いても、平成12年度決算数値による人件費構成比率は6番目に高い比率となっている。営業収入に対する人件費の比率も退職者の多かった平成10年度を除き、最近5年間約77%で推移している。

要支給額で退職給与引当金繰入額を計上した場合(表B)、税法基準額で計上した場合(表A)と比較すると、差額の積立不足分だけ営業収支の金額はマイナス方向に働き(表C)、税法基準額に拠った場合は黒字を保っていた平成12年度も赤字となる。

今後の退職者の増加を考慮すると、このまま何ら手段を講じなければ、経営の基盤に重大な影響を及ぼすことが予想される。

(営業支出の分析のまとめ)

人件費の営業支出に占める割合は、約 80%と全国清掃公社協議会の加盟団体の中でも高い比率となっており、人件費が営業支出の中でも多額の負担となっている。この人件費は最近 5 年間で約 50,000 千円減少（表 B）しているものの、収集手数料が最近 5 年間で約 118,000 千円減少し、今後もさらに減少が見込まれることから、これに伴うし尿収集部門の余剰人員を有効に活用するなど、営業支出の大部分を占めている人件費の営業収入に占める割合がこれ以上増加しないようにすることが課題である。

2. し尿収集及び運搬業務に関する徴収事務について

(1) し尿収集料金と集金業務フロー

①収集料金

1) 収集料金の体系

収集料金には、定額制と従量制があり、下記の料金表にしたがって計算される。定額制は原則として一般世帯で月1回の定期収集を行うものに適用され、それ以外の場合には従量制が適用される。

料金表

(単位：円)

区分		収集基準	H8. 1. 1から現在まで
定額制	回数割	普通便槽	1世帯当たり
		改良便槽	収集1回(月1回)につき
	人頭割	世帯人員1人につき1ヶ月	
従量制	回数割	収集1回につき	
	従量割	18リットルにつき	

(注) 1 改良便槽とは、強化プラスチック製無臭トイレ等で構造上、水を使用するものをいう。

2 定期収集を原則としており、臨時的な収集は、1件につき、特別収集手数料600円が加算される。

3 水洗便所に改造しなければならない期間を経過した区域では、1件につき、特別収集手数料300円が加算される(市の減免制度あり)。ただし、特別収集手数料600円が加算される場合は、これを加算しない。

(例) 普通便槽で3人家族、収集量を270リットルとした場合、定額制及び従量制による料金を計算すると、次のようになる。

<定額制> 400円(回数割) + 3人 × 400円(人頭割) = 1,600円

<従量制> 400円(回数割) + 270リットル/18リットル × 230円(従量割) = 3,850円

また、市は生活扶助世帯等に対する助成制度や特別収集手数料の減免制度を設けており、これとは別に環境事業公社は独自に前納割引制度を設けている。

市の助成制度

- 広範な地域に降雨があった場合等で、床下以上の浸水があり便槽が満水し、市長が認めたときは、従量制によるくみ取り手数料の360リットル以内の額（最大5,000円）を助成する。
- 生活扶助世帯については、定額制の料金を助成する。

市による特別収集手数料の減免

市町村民税の非課税世帯で、借家世帯又は固定資産税の全額減免世帯のうち、一定の条件に該当する世帯は申請により減免（300円）される。

前納割引制度

環境事業公社では、し尿収集料金定額制に関し、下記の表のように、前納料金の区分による割引制度を設けている。

前納料金	前納割引額（円）
2,000円未満	50
2,000円以上4,000円未満	100
4,000円以上6,000円未満	150
6,000円以上8,000円未満	200
8,000円以上10,000円未満	250
10,000円以上12,000円未満	300
12,000円以上14,000円未満	350
14,000円以上16,000円未満	400
16,000円以上18,000円未満	450
18,000円以上	500

(注) 前納割引は4月から9月までの前納で4月末日までの支払の分、及び10月から3月までの前納で10月末日までの支払の分について適用する。

2) 収集料金の他市との比較

現在の収集料金（平成8年1月改定）は、平成7年度の市の議会において議決を受けて、下記の表のように、他市に比べて高めに決定された。

収集料金の比較（平成13年10月現在）

（単位：円）

地区名又は公社名		定額制（注1）	従量制（注1）	
全国 清掃 公社 協 議 会	高知市環境事業公社	普通便槽	1,600	
		無臭便槽	2,000	
	鹿児島市衛生公社	普通便槽	1,140	
		無臭便槽	2,550	
	国分隼人衛生公社	定額制なし	1,811	
	都市環境株式会社（福岡）	普通便槽	819	
		無臭便槽	2,047	
		簡易水洗	2,047	
	長崎衛生公社（注2）	普通便槽	2,814	
		無臭便槽	3,484	
	九州・ 四国 地区	那覇市環境衛生公社	普通便槽	1,938
			無臭便槽	4,067
福岡市環境衛生公社		普通便槽	819	
		無臭便槽	2,047	
都城北諸地区清掃公社		普通便槽	787	
		無臭便槽	1,842	
宮崎衛生公社		普通便槽	1,270	
		無臭便槽	2,875	
四国 3 市		徳島市	普通便槽	1,144
			無臭便槽	2,520
	高松市	普通便槽	1,648	
		無臭便槽	3,307	
	松山市	普通便槽	1,396	
		無臭便槽	1,522	
近隣 市 町 村	南国市	普通便槽	903	
		無臭便槽	2,047	
	仁淀川下流衛生組合 （土佐市以外 3町村）	定額制なし	2,295	
		定額制なし	2,025	

（注）1 比較がしやすいように定額制は3人家族、従量制は270リットルで試算している。

2 長崎市は坂が多いことからコスト高となっている。

3 金額は消費税及び特別地方消費税を含む。

②集金業務フロー

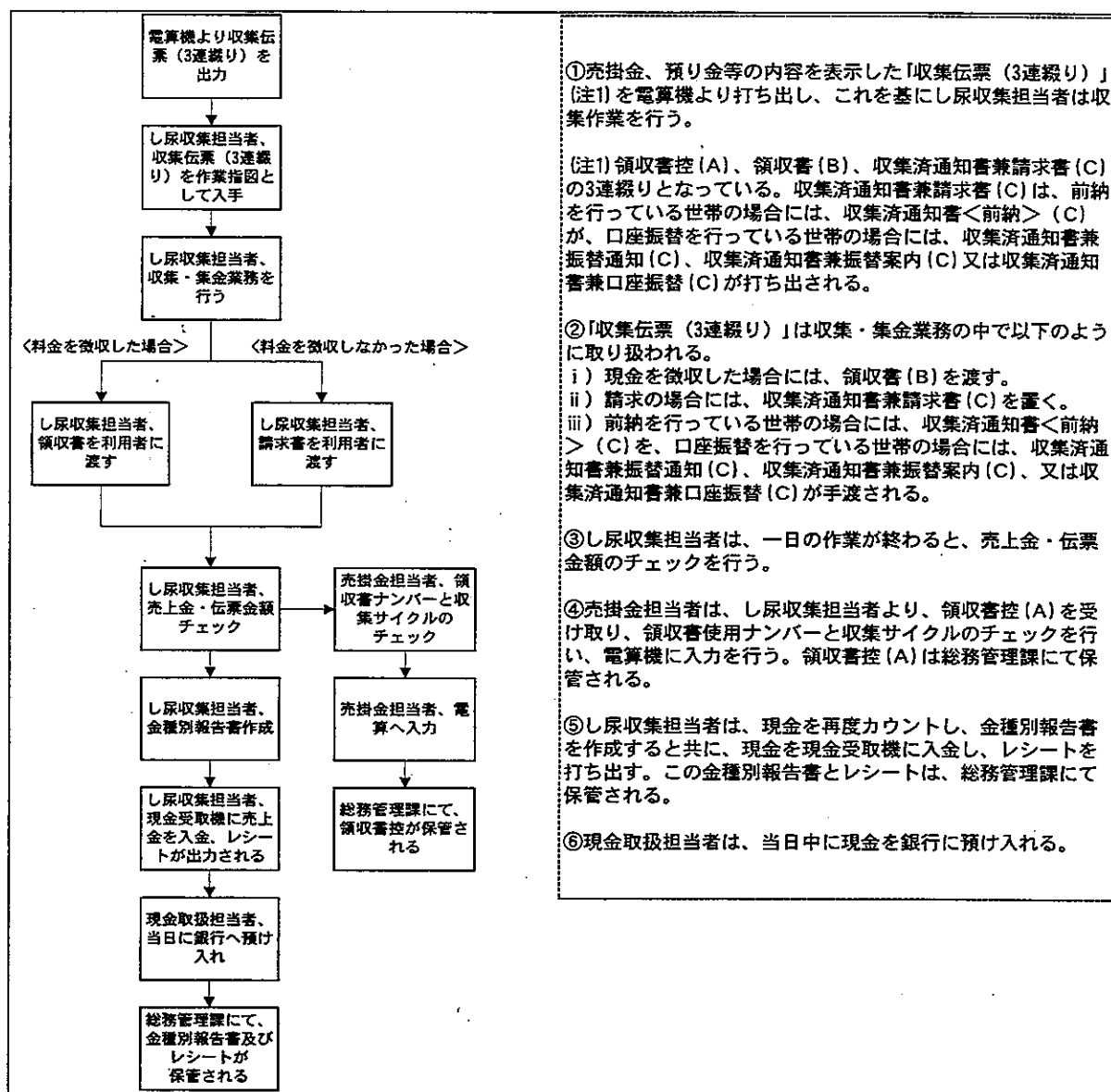
集金業務は、下記の形態に分けることができる。

- 1) し尿収集業務の中で集金業務が行われる場合
 - i) 定額制と従量制のうち収集日が行程順（収集順）に組み込まれている場合
 - ii) 従量制のうちし尿収集日が行程順（収集順）に組み込まれていない場合
- 2) その他の場合
 - i) 利用者が事務局・本庁に現金を持参する場合
 - ii) 利用者が銀行にて振込みを行う場合、口座振替を行う場合

以下、各集金業務の業務フローを説明する。

1) し尿収集業務の中で集金業務が行われる場合

i) 定額制と従量制のうち収集日が行程順（収集順）に組み込まれている場合



①売掛金、預り金等の内容を表示した「収集伝票（3連綴り）」〔注1〕を電算機より打ち出し、これを基にし尿収集担当者は収集作業を行う。

〔注1〕領収書控(A)、領収書(B)、収集済通知書兼請求書(C)の3連綴りとなっている。収集済通知書兼請求書(C)は、前納を行っている世帯の場合には、収集済通知書<前納>(C)が、口座振替を行っている世帯の場合には、収集済通知書兼振替通知(C)、収集済通知書兼振替案内(C)又は収集済通知書兼口座振替(C)が打ち出される。

②「収集伝票（3連綴り）」は収集・集金業務の中で以下のように取り扱われる。

- i) 現金を徴収した場合には、領収書(B)を渡す。
- ii) 請求の場合には、収集済通知書兼請求書(C)を置く。
- iii) 前納を行っている世帯の場合には、収集済通知書<前納>(C)を、口座振替を行っている世帯の場合には、収集済通知書兼振替通知(C)、収集済通知書兼振替案内(C)、又は収集済通知書兼口座振替(C)が手渡される。

③し尿収集担当者は、一日の作業が終わると、売上金・伝票金額のチェックを行う。

④売掛金担当者は、し尿収集担当者より、領収書控(A)を受け取り、領収書使用ナンバーと収集サイクルのチェックを行い、電算機に入力を行う。領収書控(A)は総務管理課にて保管される。

⑤し尿収集担当者は、現金を再度カウントし、金種別報告書を作成すると共に、現金を現金受取機に入金し、レシートを打ち出す。この金種別報告書とレシートは、総務管理課にて保管される。

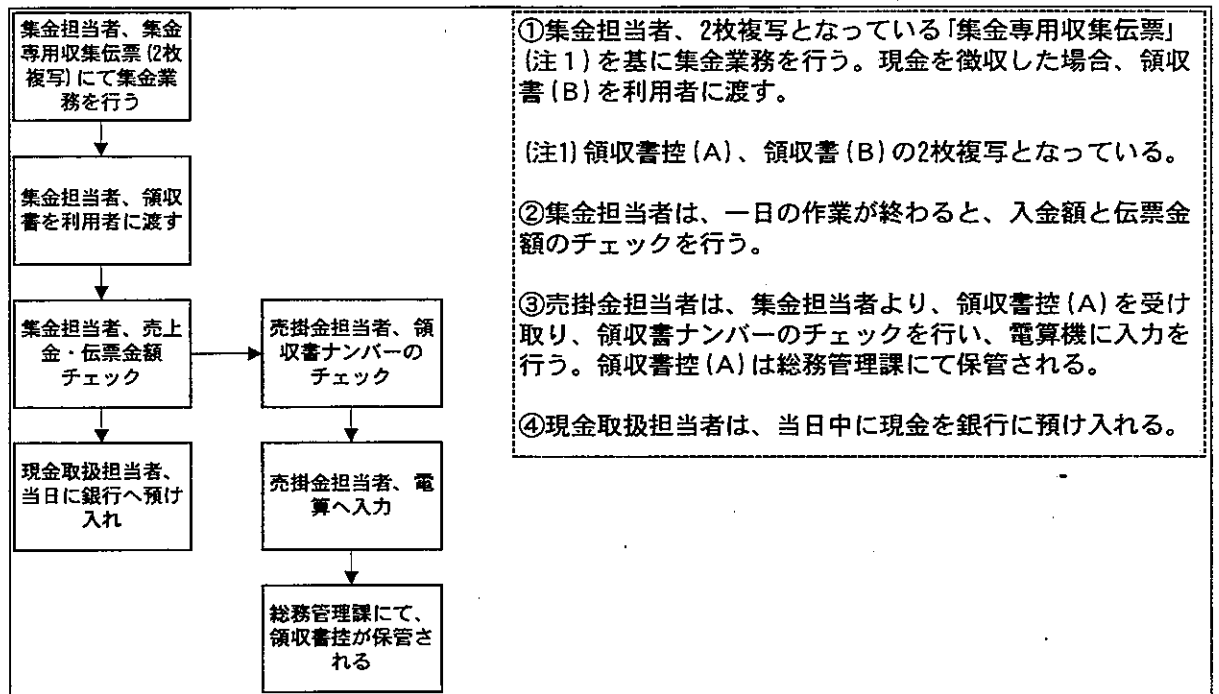
⑥現金取扱担当者は、当日中に現金を銀行に預け入れる。

ii) 従量制のうちし尿収集日が行程順（収集順）に組み込まれていない場合

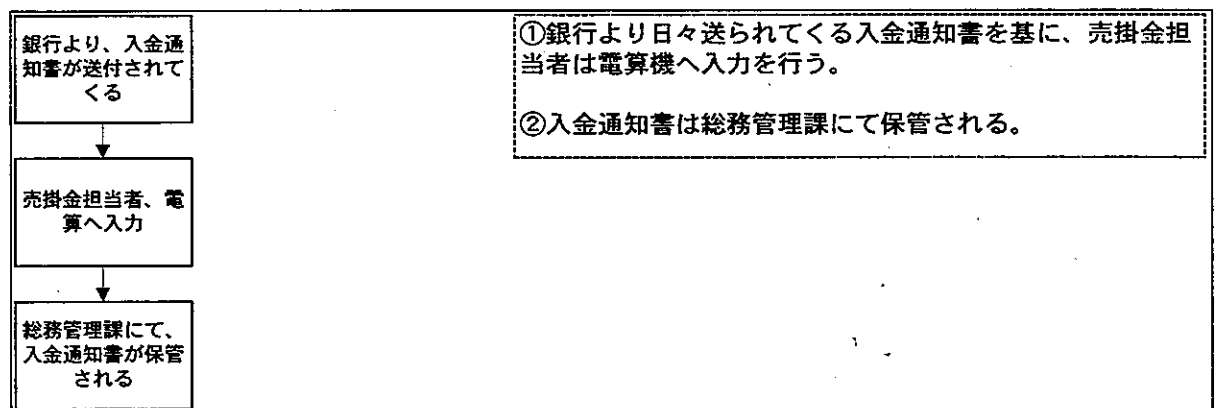
現地依頼等に対応するため、電算により出力される3連綴りの収集伝票とは別に、3枚複写の手書き伝票をし尿収集担当者に持たせている。一連の事務手続きの流れは、i) 定額制と従量制のうち収集日が行程順（収集順）に組み込まれている場合、と同じである。

2) その他の場合

i) 利用者が事務局・本庁に現金を持参する場合



ii) 利用者が銀行にて振込みを行う場合、口座振替を行う場合



(2) 領収書の管理

公社で使用している領収書（収集伝票）には、以下の3種類がある。

- ①電算により出力される3連綴りの収集伝票「し尿収集伝票領収書綴」
- ②現地依頼等に対応するための3枚複写となっている「手書き伝票」
- ③本庁、事務局、集金専任の職員が使用する複写式の「集金専用収集伝票」

①し尿収集伝票領収書綴

「し尿収集伝票領収書綴」は、印刷コスト削減のため、年間使用予定分を一度に発注し、分割納品されている。納品管理は、「印刷物発注・納入記録簿」により行われているが、納入された「し尿収集伝票領収書綴」は、受払簿が作成されず、誰もが持ち出せる場所に保管されている。

この「し尿収集伝票領収書綴」は、納入時点で事前に公印が押印されているので、市でいえば、「公印を事前に押印し、又は印刷した文書」に該当するため、「管守者又は取扱責任者が保管し、その受払いを明確にしておかなければならない」（高知市公印規則第11条第3項）とされている。受払いを明確にするには、領収書番号を公印の押印と同時に印字し連番管理を行うのが望ましい。しかし、連番の印字費用や事務負担を考慮すると、領収書番号は印字せず、領収書の受入数量、使用枚数、残枚数を明確に把握して、少なくとも数量管理を行うべきである。また、領収書の保管場所も改めるべきである。

②手書き伝票

「手書き伝票」は事前に連番が印字されており、納入については「印刷物発注・納入管理簿」により、各収集車の担当者への払出については「通常領収書受渡簿」により、利用者への発行状況については「領収書使用状況簿」によりそれぞれ別々に把握しているが、残冊の把握や現物との照合が行われていなかった。

領収書の適切な管理に資するため、受払と残冊を一元的に把握できる管理簿を作成すべきである。また、定期的に領収書の実査を行い、帳簿残高と現物との照合を行うべきである。

③集金専用収集伝票

「集金専用収集伝票」は事前に連番が印字されており、納入については「印刷物発注・納入管理簿」により、本庁・事務局・集金専任職員への払出については「受払簿」により、利用者への発行状況については「領収書使用状況簿」によりそれぞれ別々に把握しているが、残冊の把握や現物との照合が行われていなかった。

「受払簿」を閲覧したところ、払出記録に不備があった。平成8年1月の料金改定後の領収書の払出状況は、以下のとおりである（平成7年度以前については未確認）。

領収書の発注及び使用状況

(単位：冊)

発注年度	発注冊数	使用			未使用
		払出記録あり	払出記録なし	合計	
H8年度	200	153	47	200	—
H9年度	200	195	5	200	—
H10年度	200	100	2	102	98
H11年度	200	—	—	—	200
合計	800	448	54	502	298

平成13年8月30日に実査を行ったところ、298冊の未使用の領収書の現物の確認ができた。しかし、「領収書使用状況簿」により事後的に使用・回収の検証ができたものの、「受払簿」による払出記録がないものが54冊あった。

領収書の適切な管理に資するため、受払と残冊を一元的に把握できる管理簿を作成すべきである。また、定期的に領収書の実査を行い、帳簿残高と現物との照合を行うべきである。

(3) 領収書に関するその他の問題点

環境事業公社のし尿収集料金取扱区分には定額制と従量制があるが、その取扱区分と領収書の使用の対応関係をみると、以下のようになる。

- ①し尿収集伝票領収書綴 (3連綴り) → 1) 定額制
2) 従量制—収集日(サイクル)行程順
(収集順)に組み込まれているもの
- ②手書き伝票 (3枚複写) → 1) 従量制—収集日(サイクル)行程順
(収集順)に組み込まれていないもの

し尿収集伝票領収書綴のうちで電算出力にて金額が印字されるのは定額制のみであり、収集日（サイクル）行程順（収集順）に組み込まれている従量制による場合、3連綴りの金額欄はブランクとなっており、3箇所を手書き記入することとなっている。前回の領収金額が印字出力されていることにより、利用者からの牽制もありうるが、このような方法では金額記入の正確性を完全に確保することは難しい。したがって、収集日（サイクル）行程順（収集順）に組み込まれている従量制についても、3枚複写の手書き伝票を使用すべきと考える。

(4) 現金の管理

帳簿上、小口現金として定額の153,000円が計上されているが、その内訳は以下のとおりである。

(単位：円)

用途	使用場所	保管場所	金額	金種別報告書作成の有無
つり銭用	プラスチック減容工場(注1)	事務所の金庫	3,000	無
	本庁(注2)	本庁	60,000	有
	事務所(注2)	事務所の金庫	20,000	無
両替用	収集現場(注3)	事務所の金庫	30,000	有
小口支払用	事務所	事務所の金庫	40,000	無
合計			153,000	

(注) 1 業者からプラスチックを引取る際、手数料を徴収するが、そのときのつり銭である。

2 し尿収集手数料の徴収は、①現場、②窓口（本庁及び事務局）、③銀行振込・口座振替、で行われる。そのうちの②窓口（本庁及び事務局）におけるつり銭である。

3 し尿収集手数料の徴収を現場で行う場合（注2②）も、つり銭が必要である。環境事業公社では、現場収集の担当者がつり銭を立替える方法をとっている。例えば、し尿収集手数料800円のところ、現場で1,000円札にて徴収した場合、200円のつり銭は収集担当者が立替えて支払うことになる。収集担当者は、一日の収集作業が終了し、環境事業公社に戻ったときに、1,000円札を両替用現金で100円10枚と交換し、200円は収集担当者に、800円は環境事業公社の入金として処理される。

小口現金は、担当者レベルでその残高についてチェックを行っているものの、環境事業会社の会計規程に、「現金受取兼金種別報告書」の作成について規定されていないため、つり銭用の本庁 60,000 円と両替用の 30,000 円を除き、「現金受取兼金種別報告書」が作成されていなかった。

適切な現金管理を行うためには、すべての現金について日々「現金受取兼金種別報告書」を作成し、定期的に上席者の承認を得る旨の規定を設ける必要がある。

また、両替用の小口現金は、収集担当者と環境事業会社の金銭の混同を避けるため、定額資金前渡制度にする方が望ましい。

さらに、費用（人件費）削減の観点から、本庁の料金所を廃止するのも一案である。利用者は一日平均 7、8 人であり、そのために人を一人置くのは極めて非効率だからである。

なお、外部監査の指摘により、保有金額が少額なプラスチック減容工場を除いてすべて「現金受取兼金種別報告書」を作成するよう改善されたとの報告を受けた。

3. 低効率補助金について

収集世帯が点在化している場合（注 1）や収集ホースを長く引く必要がある場合（注 2）、通常の収集と比較すると、収集効率が悪いためコスト高となり、採算性を保つことができない。これらの不採算部門は、下水道の普及等に起因するものであるため、環境事業会社の経営安定化に資するよう、市の規程、「(財)高知市環境事業公社の運営に対する補助金交付要綱」により補助金が交付される。これが低効率補助金である。

（注 1）収集効率低下地区という。丁目単位で、汲み取り世帯が 20%未満の地域が対象となっている。

（注 2）収集困難地区という。収集ホースが 60m以上必要な世帯が対象となっている。

補助対象経費は、し尿収集低効率地域の収集に要する経費及び環境事業公社の寄附行為に定める理事長の報酬である。平成 3 年度から平成 12 年度までの補助金交付額と対象となる経費の額の推移は、以下のとおりである。

補助金交付額

(単位：千円)

項目	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
低効率補助金	40,000	40,000	40,000	40,000	51,360	38,760	38,153	42,444	1,630	1,318
収集困難地区補助金	40,000	40,000	40,000	40,000	42,390	36,600	34,560	33,924	1,630	1,318
低効率地区収集補助金(注)	-	-	-	-	8,970	2,160	3,592	4,140	-	-
報酬補助金	-	-	-	-	-	-	-	4,380	-	-

(注) 低効率地区収集補助金は、平成7年度から交付されている

対象となる経費の額

(単位：千円)

項目	H3年度	H4年度	H5年度	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度
経費	73,660	75,930	74,841	77,493	106,667	78,168	85,467	91,243	97,788	108,315
収集困難地区	73,660	75,930	74,841	77,493	68,397	63,077	59,703	57,164	55,678	54,375
低効率地区	-	-	-	-	38,270	15,091	25,764	29,699	37,730	49,650
報酬	-	-	-	-	-	-	-	4,380	4,380	4,290

収集困難地区補助金と低効率地区収集補助金の合計額は、平成6年度までは40,000千円の定額であるが、平成7年度に約50,000千円に増額、その後平成8年度から平成10年度までは約38,000千円で推移していたが、平成11年度1,630千円、平成12年度は1,318千円まで減少している。

これは、平成6年度までは、低効率補助金の交付が始まった昭和59年度に作成した「清掃公社原価計算書」により算出した数値、40,000千円を市に申請していたが、平成7年度から、算出根拠を添付して申請するようになったためである。また、平成11年度及び12年度については、市の見解とは異なるが、環境事業公社の「事業報告書並びに決算報告書」の文言によると、平成11年度では「…収入増もあり、平成11年度の高知市補助金の効率低下地区補助金等41,630千円の内40,000千円を後年度へ持ち越しました。」、平成12年度では「…収入増もあり、平成12年度の高知市補助金の低効率地域収集補助金等41,318千円のうち40,000千円を後年度へ持ち越しました。」との経緯により、大幅に減少している。

この低効率補助金に関して以下の3つの問題点がある。

まず、平成11年度及び12年度について、環境事業公社では、低効率補助金の交付申請額は、「補助金交付申請書」に添付されている「原価計算書」により算出された見込額の一部しか申請していない。なお、「(財)高知市環境事業公社の運営に対する補助金交付

要綱」第3条において、「補助金の額は、予算の範囲内において交付申請の額の全額又はその一部とする。」と定められており、平成11年度及び平成12年度の予算額は各々41,630千円、41,318千円であることから、本来ならば、予算の範囲内で全額交付申請できることになる。

次に、低効率補助金の交付申請額の現在の算出方法は、細部に渡って明確な算出基準が定められていないため、客観性に欠ける部分がある。

さらに、低効率のため一般地区以上に要した経費を実績で把握した上での精算が行われていない。

低効率補助金の申請は予算の範囲内で全額申請すると共に、算出基準をよりいっそう明確にし、実績により精算を行うように改めるべきである。但し、精算する金額は、交付申請額の範囲内で、部門別損益計算により算出された、し尿収集部門における損失額を上限にすべきである。

4. 特別収集手数料の減免制度の処理について

平成13年2月分の特別収集手数料の減免について、その処理の妥当性を検討した結果、処理は適切になされており、特に問題はなかった。

なお、現在、減免に関する決裁は専務理事が行っているが、決裁権限が規定されていない。規定を設け、決裁権限者を明確にしておく必要がある。

5. 受託料収入について

平成12年度の市からの受託について、受託料の積算を調査した結果、浄化槽維持管理業務は、民間業者から移管したときの単価を基礎にして算出されていた。これ以外は、県等で定めている「労務単価及び資材単価表」という客観的な根拠資料に基づくものであり、特に問題はなかった。

6. 売掛金について

(1) 売掛金の貸倒れ処理

売掛金の貸倒れ処理には以下の二つの方法がある。

- ①個々の事情により、月次で処理されるもの
- ②5年の消滅時効の適用により、年次で処理されるもの

①個々の事情により、月次で処理されるもの

売掛金担当者は、その都度「減額処理決裁簿」に貸倒れ処理を要する個々の債権の内訳や理由を記載し、事務局長（専務理事）がこれに決裁印を押印することとなっている。

平成12年9月分の月次の貸倒れ処理について調査を行ったところ、処理は適切に行われていた。

②5年の消滅時効の適用により、年次で処理されるもの

売掛金担当者は、毎月未収金を発生年度別に把握する「未収金回収状況（月報）」を作成し、これに理事長が押印を行う。「未収金回収状況（月報）」には年次で貸倒れ処理すべき金額が記載されているので、これをもとに売掛金担当者は、年度末に処理を行うこととなる。

平成12年度における年次の貸倒れ処理について調査したところ、処理は適切になされていた。

しかし、「未収金回収状況（月報）」は、当初より回収状況を把握したいという理事長の目的により作成されたものであり、この理事長の押印をもって貸倒れ処理の決裁が下りているとはいえない。

月次・年次両者とも貸倒れ処理は適切になされていたが、決裁権限が規定されていない。これでは売掛金担当者が恣意的に処理することが可能であり、問題である。早急に規定を設けると共に、年次の貸倒れ処理については、売掛金担当者が稟議書を作成し、上席者の決裁を得る必要がある。

なお、平成12年度の売掛金を発生年度別に示すと以下ようになる。平成13年度末には平成6年度発生分の備忘額208円と平成7年度発生分の810,950円が5年の消滅時効の適用により処理されることとなる。公平性の観点及び環境事業公社の収支の観点からも、よりいっそうの回収努力を行うことが望まれる。

(平成13年3月31日現在)

(単位：円)

項目	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	合計
収集手数料	204	758,665	701,266	826,040	922,390	1,328,140	39,755,029	44,291,734
清掃手数料	4	52,250	22,200	15,000	9,000	21,300	1,792,444	1,912,198
受託料	—	—	—	—	—	—	29,096,839	29,096,839
その他の営業収入	—	—	—	—	—	—	6,508,281	6,508,281
合計	208	810,915	723,466	841,040	931,390	1,349,440	77,152,593	81,809,052

7. 公印及び銀行届出印の管理について

(1) 銀行届出印と小切手帳の保管

環境事業公社では、銀行届出印の保管と押印は、事務局長（専務理事）と常務理事が行い、小切手帳の管理は作成者である総務管理係長が行っている。しかし、会計規程（第13条）によると、銀行届出印の保管と押印は、事務局長（専務理事）が行い、小切手帳の管理は、総務管理課長（常務理事）が行うこととなっている。

会計規程の上では、総務管理係長に小切手帳の管理責任があると明記されておらず、小切手帳の管理責任の所在が、不明確である。常務理事が総務管理課長を兼任している現状の場合は、総務管理係長を小切手帳の管理責任者として任命するなど、責任の所在を明確にすべきである。

銀行届出印の保管と押印については、事務局長（専務理事）ではなく、通常、常務理事が行っているが、常務理事に対する権限委譲は特に行われておらず、規定も定められていない。銀行届出印の厳重なる管理を図るために、常務理事を銀行届出印取扱責任者として任命するなど何らかの措置を講ずるべきである。

なお、従前小切手帳は、施錠はされていたとはいえ総務管理係長の机の引出しに保管されていた。この点、外部監査の指摘により、金庫内にて保管されるように改善された。

(2) 公印の保管

環境事業公社では、公印は、事務局長（専務理事）と常務理事が保管しているが、押印は、常務理事が行っている。会計規程によると、公印の管守者は、事務局長（専務理事）となっているが、常務理事に権限委譲を特に行っていない。

公印の管理については、管理責任を明確にするため、常務理事を公印取扱責任者として任命するなど何らかの措置を講ずるべきである。

また、公印使用の承認者は、総務管理課長であるが、保管している常務理事が兼任しているため、通常、公印の使用承認者と公印の保管押印者が同一人となっている。

したがって、公印使用に関して内部牽制を図るため、承認者と押印者は別々にするように改善すべきである。

8. 会計処理について

(1) 短期借入金

(単位：千円)

項目	H8 年度	H9 年度	H10 年度	H11 年度	H12 年度
収入	625,000	550,000	550,000	480,000	480,000
高知市借入金収入	575,000	525,000	500,000	450,000	420,000
高知市補助金収入	50,000	25,000	50,000	30,000	60,000
支出	575,000	525,000	500,000	450,000	420,000
高知市借入金償還金支出	575,000	525,000	500,000	450,000	420,000
単年度収支	50,000	25,000	50,000	30,000	60,000

上表のように、環境事業公社では、市から年度当初に無利子で短期の借入れを行い、年度末に一旦全額返済するが、翌年度には前年度の累積赤字解消補助金を除いた金額を借入れている。

この短期借入金は、昭和 55 年 1 月に、環境事業公社の経営状況の悪化を回避するため、当時の累積損失相当額である 570 百万円を市から借入れたのが始まりであり、その後の赤字についても借り増ししている。昭和 56 年度から市は環境事業公社に毎年累積赤字解消補助金を交付しているが、環境事業公社では、これを当該借入金の返済に充てている。累積赤字解消補助金の額は「高知市環境事業公社運営にかかる累積赤字解消補助金交付要綱」により、その時々市の財政負担能力により決定されている。

このように毎年累積赤字解消補助金の交付と短期借入金の借換が行われているが、実際には金銭の動きを伴っていない。現在、市では、取引の実態に合わせた会計処理を行うため、以下の方法が検討されており、早急に改善すべきである。

- ① 環境事業公社が市中銀行から長期借入れを行い、これに対して市が債務保証を行う方法。
- ② 市が直接環境事業公社に長期貸付を行う方法。

(2) 会計規程について

「公益法人会計基準」（昭和 52 年 3 月公益法人監督事務連絡協議会、最終改定昭和 62 年 4 月）は、公益法人の健全かつ適切な会計処理の確保を目的として定められ、すべての財団法人、社団法人に適用が求められている。さらに、公益法人に対する指導強化を目的に定められた「公益法人の設立認可及び指導監督基準」（平成 8 年 12 月関係閣僚会議幹事会）において、公益法人会計基準に基づき会計処理を行うことが求められている。

しかしながら、環境事業公社では、経理の拠り所として「財団法人高知市環境事業公社会計規程」が規定されているが、「同規程」は、「損益計算書」の作成を求めているものの、「収支計算書」及び「正味財産増減計算書」といった計算書の作成が明記されておらず、「公益法人会計基準」に準拠していないところがある。

環境事業公社の財務状況をより適正に情報開示するために、「公益法人会計基準」に準拠した会計規程に改訂し、同基準が定める決算書類を作成する必要がある。

(3) ソフトウェアの表示

し尿収集場所を特定し、担当者に手渡す地図のソフト 12 百万円を開発費として計上しているが、無形固定資産（ソフトウェア）として表示すべきである。

第四 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

第五 監査の結果に添えて提出する意見

1. 部門別損益管理について

環境事業公社では、部門別損益管理を実施していないため、人員の配置が適切に行われているかどうかや効率的な運営が行われているかどうかの現状分析が十分にできていない。

平成12年度の実績額をもとに、部門別損益計算を行うと、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	共通部門	し尿収集	プラスチック減容	医療廃棄物処理センター	東部球場	放置自転車	潮見台汚泥収集運搬	医療収集・運搬	浄化槽維持管理	その他	合計
営業収入	-	542,555	106,891	17,528	31,734	34,922	16,790	9,411	5,993	5,852	771,676
収集手数料	-	532,320	-	-	-	-	-	-	-	-	532,320
清掃手数料	-	8,917	-	-	-	-	-	-	-	2,871	11,788
受託料	-	-	89,951	14,357	27,153	34,922	16,790	-	5,885	-	189,058
その他の営業収入	-	-	16,940	3,171	4,581	-	-	9,411	108	2,981	37,192
低効率補助金	-	1,318	-	-	-	-	-	-	-	-	1,318
営業費用	-	559,923	106,395	22,344	33,941	31,995	4,165	9,364	4,865	4,290	777,282
人件費	4,312	427,778	94,505	17,920	31,243	26,029	2,712	1,272	3,703	3,160	612,634
報酬	4,312	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,312
給料手当	-	358,297	75,677	15,359	26,417	22,223	2,377	1,078	3,176	2,747	507,351
法定福利費	-	47,010	9,929	2,015	3,466	2,916	312	141	417	360	66,566
退職給与引当金繰入	-	20,889	7,768	546	1,360	889	23	53	110	53	31,691
退職金	-	1,582	1,131	-	-	1	-	-	-	-	2,714
その他の一般管理費	33,001	10,901	-	1,974	4	-	-	-	63	-	45,943
その他の業務費	2,016	89,838	4,689	926	1,614	5,107	1,190	8,011	795	1,049	115,235
減価償却費	537	704	-	-	-	-	-	-	-	-	1,241
開発費償却	325	1,449	-	210	-	-	-	-	-	-	1,984
試験研究費	246	-	-	-	-	-	-	-	-	-	246
共通部門費の配分	▲40,437	29,253	7,201	1,314	1,080	859	263	81	304	81	▲1
営業収支	-	▲17,368	496	▲4,816	▲2,207	2,927	12,625	47	1,128	1,562	▲5,606

(前提条件)

- 退職給与引当金の繰入額は、決算数値ではなく、前期と当期の期末要支給額の100%の差額を計上している。
- 退職金は、決算数値では、本来退職給与引当金取崩益（特別利益）と相殺すべき金額も含めて表示されているが、部門別損益計算では、相殺後の金額とした。
- 営業費用は、部門別に個別に把握できるものは直課し、把握できないものは共通部門費として部門別に配賦を行った。配賦基準については、環境事業公社から提出された資料（人数基準）に拠っている。
- 営業外損益、特別損益については、金額的重要性が低いため、考慮外とした。

上表から以下のようなことが読み取ることができる。

- 本業である「し尿収集」は、17,368千円の赤字となっているが、低効率補助金を算出根拠にもとづいて交付を受けていれば黒字となることがわかる。しかし、補助金ばかりに頼るのではなく、今後予想される収集手数料の減少を見越して、費用削減や受益者負担などの対策が必要である。
- 受託業務である「医療廃棄物処理センター」及び「東部球場」は、それぞれ4,816千円、2,207千円の赤字となっており、収入に対する人件費の割合が大きすぎることをわかる。

なお、「医療廃棄物処理センター」は、平成11年11月7日から運転を停止しているが、人件費は年間分計上されているため、大きな赤字となっている。

今後人員配置を含めた経営改善を図る必要があると思われる。

- 受託業務である「潮見台汚泥収集運搬」は収益性が高く、利益は12,625千円となっている。この「潮見台汚泥収集運搬」の利益が、「し尿収集」等の赤字を補填し、環境事業公社全体で黒字となっていることがわかる。

「潮見台汚泥収集運搬」は平成15年度からなくなる予定であり、これに代わる収益源の確保が望まれる。

このように部門別損益管理を利用した分析を行うことで、現状把握が可能となり、今後の経営改善に当たり、具体的にどの部門のどの部分を改善していけばよいのか明らかになる。したがって、部門別の損益管理を行い、採算を重視するという民間的な発想をもった経営が望まれる。

2. 今後の方向性について

環境事業公社の経営管理のためには、まず、部門別管理を厳格に行って自助努力を実施すべきである。しかし、環境事業公社の根幹の事業であるし尿収集事業は、下水道の普及に伴い収集手数料は大きく減少してきており（平成12年度で、平成8年度に比べて18%減）、将来的にもし尿収集件数は減少することが見込まれている。さらに、受託料収入についても、潮見台団地の汚泥収集の受託料収入は、平成15年度になくなる予定であり、事業縮小の方向に余儀なく進まざるをえない。また、支出面でも、職員の年齢層が高く、近い将来に多額の退職金の支払に伴う資金負担が生じることとなっている。

このような同公社に影響する要因を織り込んで、環境事業公社内で検討している中期の収支シミュレーションによると平成17年度には資金繰りが苦しくなると見込んでいる。

今後の方向性について、現状の枠組みの中で合理化を図りながら、事業を推進するという方法もあるが、以下のような二つの方向で市の補助に依存することなく、自立することが考えられる。

- ① 公社の形態を保ちながら、類似業種等へ新たな事業拡大を図り、徹底的に合理化をし、採算を重視した民間的な発想に基づいた経営を行う方法
- ② 民営化して、し尿収集事業を中核に、類似業種等へ新たな事業拡大を図っていく方法

環境事業公社の経営安定化のために、市も含めて今後の方向性について抜本的な検討が必要である。

以上